

令和6年度 予算編成方針

令和5年10月 小海町

1. 国、県の経済状況と予算編成の動向

内閣府が公表した月例経済報告によると、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、地方団体が、DX・GXの推進、こども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性をいかした地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保していくとしている。

長野県経済は、エネルギー・原材料価格高騰等の影響により依然として厳しい状況が続き、回復に向けた動きに一服感がみられる。とし、先行きについては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続くなか、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。としている。

2. 小海町の財政状況

歳入面では、令和4年度決算で、地方交付税（臨財債含む）が37.4%、町税が11.0%、国・県支出金が14.4%となっている。総務省は、地方交付税については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし18.4兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求したが先行きは不透明であり、地方交付税の動向が町財政に大きく影響しており、また新型コロナや物価高騰の影響で、町税収入の増加が期待できないため、不足分については起債や基金繰入への依存が高まる。

歳出面では、大きな事業として、八峰の湯周辺整備事業、地域イントラ機器更新が予定されているほか、公共施設の修繕、インフラ設備の維持保全に適切に対応していかなければならない上、光熱水費等経常経費など歳出の増加傾向が続く見込みである。

また、今後も新型コロナの影響や物価の高騰等により更に厳しい財政状況が続くと予想されることから、職員一人ひとりが認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要がある。「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「第6次小海町長期振興計画（前期計画）」を密接に連携させ施策を展開していくことが重要となっている。

3. 予算編成の基本方針

(1) 町民のニーズ・視点に立ち「選択と集中」により真に必要な事業を重点的に実施する。

町民・地域の要望を的確に把握し、町民の視点に立った施策を作成し、町民・地域の生活・福祉の向上に向け真に必要な事業を予算化する。

「第6次長期振興計画（前期計画）」ローリング計画において、令和6年度計画に記載のない事業については予算要求を認めない。

(2) 行財政のスリム化と経費の節減等により安定した財政を目指す。

新型コロナ感染症、物価高騰、円安の影響などによる、町税収入の不透明化、地方交付税の動向等、十分調査、検討をし、改めて事業の優先順位、実施時期の検討、事業の廃止、

縮小などすべての事務・事業について、課内で費用対効果を検証し、経費の節減、既に初期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、見直しを図ること。

- (3) 「第6次長期振興計画（前期計画）」及び「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本に着実にかつ効率的な実施を目指す。

計画に沿い予算を編成し、「最小の経費で最大の効果」を挙げるよう努める。特に新規事業については、費用対効果、緊急性、必要度、重要度、他事業との比較検討など十分に調査・研究する。事業計画時は、国・県補助制度など、財源確保に積極的に努める。

- (4) 住民負担の公平性に努める。

受益者が限定される事業は、応分の受益者負担を原則とし、個人給付事業は、町民の平等意識を重視し慎重に対応すること。

- (5) 事業によっては、農業協同組合・森林組合・商工会・社会福祉協議会等関係団体と十分に協議し予算計上すること。

- (6) 予算査定の実施

年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。予算要求書により各課・係とのヒアリングを実施し、事業毎にその必要性、費用対効果、町民の要望度、他事業との比較検討結果などについて協議する。これにより事業毎の査定を行う。

また、補正予算は、原則として必要最小限のものに限定し、査定を実施する。

- (7) 前項（1）から（6）を基本としつつ、町長の公約、議会答弁、各区の要望などその内容・事項を確実に調査・検討し、必要なものを予算要求すること。

また、前年を踏襲することなく、令和4年度決算及び令和5年度の執行状況を確認し、多額の過不足が発生することの無いよう確実な額を見積もること。

4. その他

- ・「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に伴い、事業の拡充など新たな重要課題については、課を超えて連絡を密にし、十分に検討し何を予算計上するか、協議の上判断すること。
- ・コロナが5類に移行し、コロナ前の社会生活に戻りつつあるが、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ地区紛争、物価高など社会情勢は依然不透明である。しかし新たな時代を見据え、未来を先取りする社会変革に取り組む必要があり、そのためには職員一人ひとりが認識し、業務改善に積極的に取り組むとともに、今後も新たな国と県の経済財政運営の動向に注視し、情報収集に努め、迅速かつ的確な対応を図ること。
- ・議会及び監査委員からの指摘、要望事項、並びに町民からの要望等については特に留意し緊急性、必要性を十分検討すること。